

平成 27 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 タマホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 玉 木 康 裕
(コード番号 1419 東証第一部、福証)
問合せ先 常務取締役
管理本部本部長 牛 島 毅
(TEL 03-6408-1200)

株式会社TAMAXによる当社株式に対する公開買付けの結果
及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社TAMAX（以下「公開買付者」といいます。）が、平成 27 年 11 月 11 日から実施しておりました当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 27 年 12 月 9 日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 27 年 12 月 15 日をもって、当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「タマホーム株式会社（証券コード 1419）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

2. 主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定日

平成 27 年 12 月 15 日（本公開買付けの決済開始日）

(2) 異動が生じた経緯

本日、当社は、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式 9,506,700 株（所有割合〔当社が平成 27 年 10 月 13 日に提出した第 18 期第 1 四半期報告書に記載された平成 27 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（30,055,800 株）に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下同じとします。〕：31.63%）を取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済開始日である平成 27 年 12 月 15 日付で、当社の総株主等の議決権に対する公開買付者の所有に係る議決権の割合が 31.63%となるため、公開買付者は、新たに当社の主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、当社は、公開買付者より、玉木康裕氏が所有している当社株式 10,689,900 株（所有割合：35.57%）が応募され、応募株券等の総数が公開買付者の設定した買付予定額の上限（9,506,700 株）を超えたため、あん分比例の方式により、7,933,700 株（所有割合：26.40%）を公開買付者が取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成 27 年 12 月 15 日をもって、玉木康裕氏は当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

| | | | |
|---------------|------------|-----------|---------------------------|
| (1) 名 | 称 | 株式会社TAMAX | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 東京都港区赤坂二丁目 17 番 50-4204 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 玉木伸弥 | | |

| | |
|----------|------------|
| (4) 事業内容 | 株式の取得及び保有等 |
| (5) 資本金 | 100万円 |

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

| | |
|--------|-------|
| (1) 氏名 | 玉木 康裕 |
| (2) 住所 | 東京都港区 |

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 株式会社TAMAX

| | 議決権の数 (所有株式数) | 総株主の議決権の 数に対する割合 | 大株主順位 |
|-----------------------|---------------------------|---------------------|-------|
| 異動前 (平成27年8月31日現在) | 一個 (一株) | —% | — |
| 異動後 | 95,067 個 (9,506,700 株) | 31.63% | 第1位 |

(2) 玉木康裕

| | 議決権の数 (所有株式数) | 総株主の議決権の 数に対する割合 | 大株主順位 |
|-----------------------|-----------------------------|---------------------|-------|
| 異動前 (平成27年8月31日現在) | 106,899 個 (10,689,900 株) | 35.57% | 第1位 |
| 異動後 | 27,562 個 (2,756,200 株) | 9.17% | 第2位 |

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数（平成27年8月31日現在）4,400株
平成27年8月31日現在の発行済株式総数 30,055,800株

4. 今後の見通し

当該異動による当社の業績への影響はございません。

以上

(添付資料)

平成27年12月10日付「タマホーム株式会社（証券コード1419）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 27 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社TAMAX
代表者名 代表取締役 玉木 伸弥
問合せ先 森・濱田松本法律事務所
弁護士 藤原 総一郎
弁護士 森田 恒平
(TEL 03-6266-8531)

タマホーム株式会社（証券コード 1419）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社TAMAX（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 11 月 10 日、タマホーム株式会社（以下「対象者」といいます。）株券を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 27 年 11 月 11 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 27 年 12 月 9 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 株式会社TAMAX

所在地 東京都港区赤坂二丁目 17 番 50-4204 号

(2) 対象者の名称

タマホーム株式会社

(3) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|----------|-------------|
| 9,506,700 株 | 一株 | 9,506,700 株 |

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,506,700 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,506,700 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(4) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 11 月 11 日（水曜日）から平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされ

た意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成 27 年 12 月 24 日（木曜日）まで（30 営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、430 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（12,809,300 株）が買付予定数の買付予定数の上限（9,506,700 株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 27 年 12 月 10 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類 | ① 株式に換算した応募数 | ② 株式に換算した買付数 |
|------------------|----------------|---------------|
| 株 券 | 12,809,300 (株) | 9,506,700 (株) |
| 新株予約権証券 | — | — |
| 新株予約権付社債券 | — | — |
| 株券等信託受益証券 () | — | — |
| 株券等預託証券 () | — | — |
| 合 計 | 12,809,300 | 9,506,700 |
| (潜在株券等の数の合計) | — | (—) |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

| | | |
|------------------------------|-----------|------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 一個 | (買付け等前における株券等所有割合 —%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 148,780 個 | (買付け等前における株券等所有割合 49.50%) |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 95,067 個 | (買付け等後における株券等所有割合 31.63%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 53,713 個 | (買付け等後における株券等所有割合 17.87%) |
| 対象者の総株主の議決権の数 | 300,514 個 | |

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(9,506,700株)に係る議決権の数です。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第18期第1四半期報告書(平成27年10月13日提出)記載の平成27年5月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(4,400株)に係る議決権の数(44個)を加えた300,558個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(12,809,300株)が買付予定数の上限(9,506,700株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成27年12月15日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成27年11月10日付で公表した「タマホーム株式会社(証券コード1419)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

| | |
|----------------|-----------------------|
| 株式会社TAMAX | 東京都港区赤坂二丁目17番50-4204号 |
| 株式会社東京証券取引所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |
| 証券会員制法人福岡証券取引所 | 福岡市中央区天神2丁目14番2号 |

以 上